

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-9409(P2008-9409A)

【公開日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-002

【出願番号】特願2007-141852(P2007-141852)

【国際特許分類】

G 02 B 5/00 (2006.01)

G 02 B 1/11 (2006.01)

G 02 B 5/02 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/00 Z

G 02 B 1/10 A

G 02 B 5/02 C

G 02 F 1/1335 5 0 0

G 02 F 1/1335 5 1 0

G 09 F 9/00 3 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月10日(2010.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示画面上となる第1の面、及び第2の面を有する透光性基板と、

前記第1の面に設けられた複数の凸部を有する反射防止膜と、

前記第2の面に設けられた偏光板と、を有し、

前記凸部の底面と斜面との角度は84度以上90度未満であることを特徴とする表示装置

。

【請求項2】

請求項1において、

前記凸部は前記凸部の表面側は空気と同等な屈折率を有し、前記凸部の底面側は前記透光性基板と同等な屈折率を有するように、前記透光性基板に近づくにつれて連続的に屈折率が高くなっていることを特徴とする表示装置。

【請求項3】

請求項1または2において、

前記反射防止膜はフッ化物、酸化物、又は窒化物を含むことを特徴とする表示装置。

【請求項4】

請求項1または2において、

前記反射防止膜は酸素を含む窒化珪素でなることを特徴とする表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一において、

前記凸部の底面と斜面との角度が84度以上90度未満のとき、前記反射防止膜における

外光の平均反射率は0.1%以下であることを特徴とする表示装置。

【請求項6】

請求項1乃至5のいずれか一において、

前記凸部は、高さが1μm以上3μm以下、底面の直径が0.1μm以上0.3μm以下であることを特徴とする表示装置。

【請求項7】

請求項1乃至4のいずれか一において、

前記凸部は高さが1μm以上3μm以下、かつ前記凸部の底面と斜面との角度が87.2度のとき、前記反射防止膜における外光の反射率は0.04%以下であることを特徴とする表示装置。

【請求項8】

請求項1乃至7のいずれか一において、

前記凸部は、円柱上に円錐を積層する形状であることを特徴とする表示装置。

【請求項9】

請求項1乃至7において、

前記凸部は上底面及び下底面を有する円錐形状であり、

前記上底面の直径aと、前記下底面の直径bとの比が0.2以下であることを特徴とする表示装置。

【請求項10】

請求項1乃至4のいずれか一において、

前記凸部は上底面及び下底面を有する円錐形状であり、

前記上底面の直径aと、前記下底面の直径bとの比が0.2以下のとき、前記反射防止膜における外光の反射率は0.35%以下であることを特徴とする表示装置。

【請求項11】

請求項1乃至10のいずれか一に記載の表示装置は、電子ペーパーであることを特徴とする表示装置。

【請求項12】

請求項1乃至10のいずれか一に記載の表示装置は、液晶表示装置であり、バックライトとして発光ダイオードを有することを特徴とする表示装置。

【請求項13】

請求項12において、

前記発光ダイオードはRGBの発光色を有し、フィールドシーケンシャルモードで動作させることを特徴とする表示装置。